

令和元年第4回教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和元年8月21日（水） 13：30～15：05
- 2 会 場 教育委員会 会議室
- 3 出席者 浅井教育長・萩原教育長職務代理者・小西委員・栗原委員・
西田委員・教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）・
学校教育課長・生涯学習課長・生涯学習課主幹・
体育振興課長・人権教育推進室長

教育長 : それでは、定刻が参りましたので、ただいまより令和元年第4回相生市教育委員会定例会を開会させていただきます。

本日の議事録署名委員は、栗原委員にお願いします。

栗原委員 : はい。

教育長 : 事務局出席職員の報告をお願いします。

教育次長(管理担当) : 両教育次長、各課長、書記としまして管理課副主幹が出席しております。以上でございます。

教育長 : 次に経過報告をお願いします。

教育次長(管理・指導担当) : それでは、7月25日の教育委員会定例会以降の経過につきましてご報告させていただきます。資料の方をお開き願います。

(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

- 7/26 決算審査
学校教育推進に係る第2回研修会
- 7/27 食育フェスティバル
相生市公開講座
- 7/28 令和元年度相生市教育委員会職員(幼稚園教諭)採用第1次試験
- 7/29 令和元年度相生市教育委員会職員(幼稚園教諭)採用第1次試験
小学校学級・授業づくり研修
令和元年度播磨西くすの木学級相生教室第1回運営委員会
- 7/30 コスモストーク(陸公民館)
決算審査
- 7/31 コスモストーク(那波野地域福祉活動センター)
たんぽぽの会
- 8/1 相人教研究大会
- 8/4 子どもフェスティバル neo
- 8/5 たんぽぽの会(料理教室)
- 8/7 中・西播磨地区市町教育委員会連合会総会及び研修会(姫路)
相生っ子かがやき顕彰選考委員会
第1回就学指導委員会
人権の集い
- 8/8 たんぽぽの会(社会見学旅行)
- 8/13~16 学校閉鎖

8/13～15 市民体育館休館
8/14～15 市民グラウンド休場
8/16 数学・理科甲子園ジュニア2019
8/18 近畿ソフトバレーフェスティバル
西人教研究大会
8/19 赤相高校問題協議会①
8/20 教職員全体研修会

教育長 : 説明は終わりました。その他追加説明はありますか。

教育次長（管理担当）： ございません。

教育長 : それでは質疑に入ります。経過報告全体に亘って、何か質問等がございましたらどうぞ。

教育長 : それでは経過報告をご了承願います。

続きまして、日程6、議事に入ります。(1) 議決事項、ア『議第6号 相生市立幼稚園入園料及び保育料徴収条例を廃止する条例の制定について』、事務局より説明をお願いします。

教育次長（管理担当） : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨： 令和元年10月1日より子ども・子育て支援法が改正され、幼児教育・保育の無償化制度が始まることに伴い、徴収条例を廃止する旨を説明

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、議題6号については原案どおり可決ということにいたします。

続きまして、イ『議第7号 相生市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について』を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

教育次長（管理担当） : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨： 令和元年10月より子ども・子育て支援法が改正され、幼児教育・保育の無償化に伴い、市立幼稚園の預かり保育についても無償化対象になる。預かり保育を受ける子どもには、1号である専業主婦等の子どもと2号である共働き家庭等の子どもがおり、2号の子どもは国の制度で保育料が無償になるが、1号の子どもが適用外となり、ここで

アンバランスが生じているので、規則によって減免という規定をつくって、1号の子どもについては、市が無償化することを説明

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

委員 : 専業主婦の家庭の部分を相生市が負担するということですが、専業主婦家庭と共働き家庭の割合的にはどれぐらいでしょうか。

教育次長(管理担当) : 現在、70名程度が預かり保育を利用しておりますが、50名がパートなどで働いており、20名が専業主婦ということになっております。

委員 : 20名を市費で負担するということですね。

教育次長(管理担当) : そうです。

委員 : 預かり保育の実施時間は、どの程度ですか。

教育次長(管理担当) : 通常保育終了後、月曜から木曜が14時半から16時半まで、金曜日が12時から16時半までとなっております。

教育長 : 他にありませんか。議題7号については原案どおり可決ということにいたします。

教育長 : 次に(3)その他に入ります。『ア 7月分学校事故発生状況報告、イ 7月分不登校等の状況報告、ウ 小中学校におけるいじめの現状報告』をまとめて報告願います。

学校教育課長 : (提出資料に基づき説明)

教育長 : 説明は終わりましたが、ただいまの報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

委員 : 保護者に対する「親の会」というのは、これまでもありましたか。

学校教育課長 : 今までも実施しており、昨年度に引き続きということになります。

教育長 : 他にありますか。

教育長 : 双葉中学校の新たな不登校の原因及び経緯はわかっているのでしょうか。

学校教育課長 : 新たな不登校の2年生男子1人、女子1人については、学校への登校は時々しているが、長続きしないということから、不登校傾向として学校から報告があがっているものです。

教育長 : 他にありますか。

質問はないようですので、そのようにご了承願います。

次に、『エ 9月分行事予定報告』をお願いします。

各課長 : (資料に基づき、主だったものを報告)

9月の定例会は 9/25 (火) 13:30~

教育長 : 説明は終わりました。ただいまの報告について何かご質問等ございませんか。

教育長 : 質問はないようですので、そのように了承願います。

教育長 : 次に『オ その他』について事務局何かありますか。

生涯学習課長 : 相生市立図書館の指定管理者候補者の募集についてご説明申し上げます。

相生市立図書館については、平成20年度から窓口業務委託を開始し、今年度で12年目となります。窓口業務委託により、開館時間を延長し、祝日開館としたことにより、年間の図書貸出冊数や利用者数が増加し、住民サービスの向上が図られているものと考えております。

令和2年度以降の管理運営方法について、庁内アウトソーシング検討委員会において検討を行いました結果、①専門的なノウハウを持った民間事業者の手に委ねることにより、開館時間の延長による住民サービスの向上や、専門性を活かした自主事業の展開によるさらなる利用の拡大が期待でき、柔軟で効率的・効果的な運営体制が図れることから、指定管理者制度の下での管理運営が望ましい。②指定期間は5年とする。③指定管理者候補者については公募により募集する。この方針が決定され、この方針に基づき、今回、指定管理者の候補者の募集を行おうとするものでございます。

資料は、募集要項及び業務仕様書からの抜粋でございますが、(1)目的(2)施設名及び概要はご覧いただいておりますとおりでございます。

(3)指定管理者が行う事業・業務の範囲については、図書館管理運

営業及び施設維持管理業務とし、それぞれ表記のとおりでございます。(4) 指定期間は令和2年度から令和6年度までの5年間でございます。(5) 募集方法は、公募とさせていただきます。(6) 周知方法については、9月10日公示を行い、市広報紙及びホームページへの掲載を予定いたしております。(7) は今後のスケジュール(案)でございます。

以上、簡単ではございますが、図書館の指定管理者候補者の募集についての説明とさせていただきます。よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

教育長 : 本件よろしいでしょうか。そのようにご了承願います。
続けてその他にありますか。

体育振興課長 : 相生市立温水プール及び西部市民プールの指定管理者候補者募集について、資料を参照いただきながら説明をいたします。相生市立温水プールについては、平成27年度から令和元年度までの5年間を指定管理者制度のもとで管理運営を行ってきました。この間、少子高齢化の進行などにより、厳しい経営環境にあっても、平成28、29、30年度、また令和元年度においても、利用者収入の目標である9,200万円を上回る収益をあげ、市との協定である9,200万円を上回った分の4割を市に還付するという約束のもとで、還付されるなど非常に堅調な運営実績を残しています。

このような実績もあり、令和2年度以降の管理運営方法について、庁内アウトソーシング検討委員会において、検討を行った結果、引き続き指定管理者制度による管理運営が望ましい、指定期間は5年間、指定管理者候補者については公募により募集するという方針が決定され、今回、指定管理者の募集を行うものです。

また、西部市民プールについても、温水プールと一括して管理運営することで、安全監視体制の確保と事業の効率化が期待されたことから、平成27年度より温水プールと一体で指定管理制度のもとで管理運営をしてきましたが、引き続き一体的に管理運営することが望ましいとアウトソーシング検討委員会で示されたことから、今回も温水プールと一体で指定管理者候補者の募集を行うものです。

資料については、募集要項からの抜粋であります。両プールとも、プールがない小学校の水泳授業を行う旨の記載は前回同様であり、指定期間は5年、募集の方式は前回同様の公募を行い、周知方法については9月10日が公示、広報紙及びホームページへの掲載を行う予定となっております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

教育長 : 本件よろしいでしょうか。引き続きということですので、そのようにご了承願います。

事務局、続けてその他ありますか。

教育次長（管理担当）： 先ほどの2件の指定管理者の募集に関しては、今後、候補者選定後に議案として提出させていただきます。

教育長 : 本件よろしいでしょうか。事務局、続けてその他ありますか。

生涯学習課長： 7月の定例教育委員会の8月分行事予定の中で、第三者評価の内容について、ご質問がございましたので、第三者評価の概要を説明させていただきます。

資料としまして、今回第三者評価を受けました「相生っ子学び塾事業」の事務事業評価シートをお配りしていますので、そちらをご覧ください。

まず担当課でそれぞれの事業について、お配りしている「事務事業評価シート」を作成します。2事業の概要 3 投入資源 4 評価指標の数値などから、裏面の5 事業の評価にあります、事業の「妥当性、有効性、効率性、進捗」について、投入した経費に見合うだけの成果が図れているかを評価指標に基づいて評価し、課題や、その課題を解決するための改革改善策を検討して次年度以降の事業計画に反映していくという流れになっています。

評価の流れとしては、最初に庁内の行政改革推進委員会で評価を受けた後、さらに行政評価をより一層、客観性信頼性を高めるために、外部の視点からの評価として、学識経験者及び市民で構成する第三者評価委員会で評価を行います。

事務事業評価シートをもとに、内容について、ヒアリングを受け、次年度以降の方向性を「継続・拡大・縮小・廃止」の中から決定していただきます。

学び塾のヒアリングでは、学び塾の受講率の推移やボランティア講師の確保、事業の運営内容等についてご質問をいただき、よりよい事業にするためのご意見をいただきました。

なお、評価結果につきましては、行政運営の透明性と市民のチェック機能の向上を図るために、公表することとなっていますので、公表する前に、委員会に議案として提出させていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

行政評価についての説明は以上です。

教育長 : 説明は終わりました。何かご質問等ございませんか。

教育長 : 質問はないようですので、続けてその他ありますか。

管理課長 : 配付資料の確認になります。(役員選任の依頼、時報市町村教委)

教育長 : 他には何かありますか。

教育長 : この際ですので、教育委員さんから何かございますか。

教育長 : 特にないようですので、令和元年第4回教育委員会定例会を閉会させていただきます。どうも、ありがとうございました。

15 : 05 終了